

事 務 連 絡
令和元年 8 月 29 日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
中	核	市	市

 民生主管部局 御中

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害の発生に伴い、一部地域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。別添の事務連絡の内容について御了知いただくとともに、管内市町村や児童福祉施設、関係団体等に周知を図る等、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、他施設等への職員の応援派遣に伴い、派遣元の施設等において職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、柔軟に取り扱って差し支えないものとします。

【問い合わせ先】

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室

TEL : 03-5253-1111 (内 3037、3102)

Mail : shougaijishien@mhlw.go.jp